



2017年2月2日

各 位

会 社 名 株式会社 富士通ゼネラル
代表者名 代表取締役社長 齋藤 悦郎
(コード：6755 東証第1部)
問合せ先 広報IR室長 加納 俊男
TEL (044) 861-7627

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、2014年11月18日に消防救急無線のデジタル化に係る商品又は役務に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様に多大なるご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今後ともコンプライアンス体制の一層の強化・充実に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、消防救急無線のデジタル化に係る商品又は役務に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、違反行為が消滅していることを確認し、今後同様の行為が行われないように必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：48億円

納付期限：2017年9月4日

3. 今後の対応

排除措置命令および課徴金納付命令の内容には、事実認定と法解釈において当社と公正取引委員会との間で見解の相違があることから、当社といたしましては、各命令の内容を精査・確認のうえ、取消訴訟の提起を含め、今後の対応を慎重に検討してまいります。

なお、社内に対しましては、全役員・従業員に対し、改めて談合・カルテルの防止を周知・徹底するとともに、コンプライアンス研修内容の拡充を図ってまいります。

4. 業績への影響

上記課徴金を含めた本件に関連して発生する可能性のある損失に備え、2017年3月期第3四半期連結累計期間において、独禁法関連引当金繰入額を特別損失として計上しており、通期の業績予想に変更はありません。

以上